

長野県告示第658号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル空中写真撮影、デジタルオルソ作成）
- 2 作業期間
平成30年4月27日から平成30年10月31日まで
- 3 作業地域
飯田市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡下條村、下伊那郡泰阜村

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松本塩尻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字片丘字野岸10351番の1地先から塩尻市大字片丘字門田10341番の1地先まで	旧	7.4~7.7 m	0.1963 km
同 上	新	7.4~13.4	0.1963

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市戸隠祖山字平5461番地先から長野市戸隠祖山字上土合262番の1地先まで	旧	4.5~44.8 m	2.6424 km
		8.7~43.2	1.3365
同 上	新	4.5~44.8	2.6424
		8.7~66.1	1.3365

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

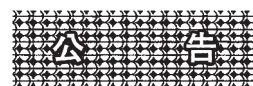
その関係図面は、告示の日から平成30年12月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年12月13日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市戸隠祖山字平5461番地先から長野市戸隠祖山字上土合262番地の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年12月15日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達産品等の種類及び数量
長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎以下9施設で使用する電気
予定契約電力1,596 kW及び予定使用電力量4,277,223 kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。
 - (2) 調達産品等の特質等
入札説明書によります。
 - (3) 調達期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとす)を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要の体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課

電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部健康福祉政策課

電話 026(235)7092

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/nyusatsu/top.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年1月25日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 東庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成31年1月24日(木) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県健康福祉部健康福祉政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成31年1月15日(火)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成31年1月24日(木)午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 4,277,220kWh to be consumed in nine facilities.
- (2) Contract period:
From April 1, 2019 until March 31, 2020
- (3) Place where the product is procured:
Nine facilities including the following:
Nagano Health and Welfare Office/Hokushin Consumer Information Center Building
(Address: 98-1 Okada, Nakagoshō, Nagano City)
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7092 (in Japanese only)
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00 PM, Friday, January 25, 2019
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government East Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00 PM, Thursday, January 24, 2019
Mailing Address: Health and Welfare Policy Division,
Health and Welfare Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano,
Nagano City 380-8570 JAPAN

健康福祉政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MIDORI長野

長野市南千歳1-22-6

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木2-2-2

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
富田 哲郎	深澤 祐二

- 4 変更した年月日
平成30年6月22日
- 5 届出年月日
平成30年11月29日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年12月13日から平成31年4月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アメリカンドラッグ飯山本町店

飯山市本町1180-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	森 高明

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	松本 訓彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	森 高明
飯山中央市場(株)	小林 仁

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)モリキ	松本 訓彦
飯山中央市場(株)	安川 徹

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年11月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年12月13日から平成31年4月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アメリカンドラッグ飯山本町店
飯山市本町1180-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更しようとする事項
(1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	18平方メートル	18平方メートル
2	—	40平方メートル
3	10平方メートル	10平方メートル
合計	28平方メートル	68平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	午前9時	午後9時
飯山中央市場(株)	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	午前7時	午後10時
飯山中央市場(株)	午前9時	午後9時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後)

時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時から 午後5時まで	午前6時から 午後9時まで
2	—	午後9時から 午前6時まで
3	午前8時から 午後5時まで	午前8時から 午後5時まで

- 4 変更する年月日
平成30年12月1日
- 5 届出年月日
平成30年11月26日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年12月13日から平成31年4月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

波田下の段土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年12月13日

長野県松本地域振興局長 小野 浩 美

理事

新任

氏名	住所
太田 達男	松本市波田5460番地1
太田 壹久	松本市波田342番地2
中野 敬一	松本市波田479番地の1
百瀬 賢祐	松本市波田4374番地1

重任

氏名	住所
岩崎 俊生	松本市波田6272番地
百瀬 秀幸	松本市波田4138番地3

退任

氏名	住所
百瀬 健	松本市波田1979番地1
百瀬 秀一	松本市波田4324番地イ1
中村 博一	松本市波田439番地
森田 大樹	松本市波田357番地1

監事

新任

氏名	住所
百瀬 哲雄	松本市波田4388番地
平林 正徳	松本市波田2029番地1

退任

氏名	住所
百瀬 貴晴	松本市波田5440番地2
百瀬 直志	松本市波田10194番地4

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年12月13日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1(1) 許可番号

平成30年6月19日 長野県松本建設事務所指令30松建第132-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字道東1024-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市野溝東1-13-5

矢崎 靖 幸

2(1) 許可番号

平成30年9月27日 長野県松本建設事務所指令30松建第132-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字棧敷原294-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎1-11-2

株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信

3(1) 許可番号

平成30年10月15日 長野県松本建設事務所指令30松建第132-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西村1819-8、1819-9、1855-9、1856-1、1856-6、1858-3、1858-7、1859-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大門七番町3-3

塩尻市土地開発公社 理事長 米窪 健一朗

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年12月13日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

1 許可番号

平成30年10月23日 長野県指令30都第29-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字八町字竹村812-2、812-7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字八町810-1

神林 直樹

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年12月13日

長野県公営企業管理者 小林 透

名称	事業所の所在地	指定年月日
松本住宅設備	千曲市大字屋代764-2	平成30年12月5日

水道事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年12月13日

長野県公営企業管理者 小林 透

名称	事業所の所在地	指定年月日
清水住設工業株式会社	小諸市大字滋野甲405番地1	平成30年12月7日

水道事業課

公告

道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成30年12月13日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能（普通）	平成31年1月22日（火） 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成31年1月21日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成31年1月28日（月） 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通）	平成31年1月22日（火） 午前9時から午後0時まで 平成31年1月23日（水） 午後1時から午後5時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種）	平成31年1月21日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特）	平成31年1月24日（木） 午前9時から午後5時まで	
	車種追加（準中型）	平成31年1月22日（火） 午後1時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通又は大特）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、大特又は準中型)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を經由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成31年1月15日(火)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通)

19,500円

(4) 技能検定員審査(大特)

14,700円

(9) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,500円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通)

11,850円

(4) 教習指導員審査(大特)

9,650円

(9) 教習指導員審査(準中型)

14,550円

(5) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,450円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許課